

業 務 仕 様 書

1 業務名

除排雪契約に関する消費者教育映像を用いた啓発業務

2 業務目的

本業務は、令和4年度に本市が制作した除排雪契約に関する啓発動画を活用し、除排雪契約を結ぶことが多い高齢層を主なターゲットに、消費者被害の防止及び相談先としての消費者センターの認知度向上を目的として実施する。

3 履行期間

契約締結日から令和6年1月31日(水)まで

4 業務内容

以下のとおり、YouTube 及び TVer を活用した広告展開を行う。

(1) 使用する映像

除排雪契約に関するトラブル編 2種類 (15秒及び33秒)

・15秒版 (<https://www.youtube.com/watch?v=CoTmdZnGWBO>)

・33秒版 (<https://www.youtube.com/watch?v=5E8ZeaRvqqE>)

使用する動画ファイル (MP4形式) については、委託者から提供する。なお、動画ファイル形式の変換が必要な場合は、受託者において実施すること。

(2) 広告のターゲット

高齢層 (65歳以上) 及びその家族 (上記アの子世代の年齢層 (概ね30代から40代) を想定)

(3) 広告実施期間

契約締結日以降に協議して定めた日から令和5年12月31日まで

(4) 視聴回数

ア YouTube 750,000回以上

イ TVer 150,000回以上

なお、各媒体におけるターゲットごとの視聴回数の割合は、高齢層が6割、家族層が4割程度となるようにすること。

(5) ランディングページへの誘導

広告放映に当たり、視聴者をランディングページ（札幌市「消費者トラブル188（いやや）」(<https://www.shohi.sl-plaza.jp/troubleboushi/>)）へ誘導する措置を実施すること。

(6) 広告運用については、以下のとおりとする。

ア 広告媒体・動画ごとの運用についての実施計画を作成し、運用開始前に委託者の承認を受けること。

イ 広告を行うなかで、それぞれの媒体及び運用方法における広告クリック率などの成果を把握のうえ、より高い効果の見込める掲載手法を常に模索しながら運用すること。

ウ 受託者は運用方法について委託者と緊密に協議を行いながら運用すること。

エ 2週に一度、視聴年齢層別の表示数、クリック数、金額などについて、状況を報告すること。

5 成果の報告

(1) 報告書

視聴年齢層別の表示回数、視聴回数、放映期間、クリック数、クリック率等を掲載した報告書を2部提出すること。また、報告書には、今後の啓発実施に当たり、有効な方策についての分析を行うこと。

(2) 報告期限

令和6年1月31日（水）

(3) 納品場所

札幌市市民文化局市民生活部消費生活課（市役所本庁舎13階）

6 特記事項

(1) 受託者は、委託者と連絡を密にして作業を進め、疑義が生じた場合には委託者と協議の上、その指示に従うこと。

(2) 本業務の履行に当たり事故などがあった場合は、受託者の負担と責任で解決すること。

(3) 本業務の履行にあたっては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。